

国分寺市工事参加希望型指名競争入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、指名競争入札における透明性、公正性及び競争性の向上を目的として工事参加希望型指名競争入札を実施することについて、国分寺市契約事務規則（昭和40年規則第5号。以下「契約事務規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において「工事参加希望型指名競争入札」とは、市が発注する建設工事の入札にあたり、事前に工事概要、参加資格要件等を公表し、建設業者の参加意欲を反映させた指名競争入札をいう。

(対象工事)

第3条 工事参加希望型指名競争入札の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、次に掲げる予定価格が20,000,000円以上の工事であって、国分寺市制限付き一般競争入札実施に関する規則（平成10年規則第24号）第3条（対象工事等の規模）第1項に該当しないものとする。

- (1) 土木工事（道路舗装・水道施設・下水道施設・一般土木）
- (2) 建築工事
- (3) 設備工事（電気・給排水衛生・空調）

2 前項の規定にかかわらず、工事の性質、目的その他特別な事情により、市長が工事参加希望型指名競争入札に適しないと認めたものは、除くものとする。

(工事の公表)

第4条 工事参加希望型指名競争入札をしようとするときは、次に掲げる事項を電子入札サービス及び国分寺市ホームページに公表する。

- (1) 工事件名
- (2) 工事業種
- (3) 工事場所
- (4) 工事期間
- (5) 工事概要
- (6) 予定価格
- (7) 最低制限価格又は低入札調査基準価格
- (8) 前払金
- (9) 参加資格要件
- (10) 申込手続等
- (11) その他必要な事項

(参加資格要件)

第5条 工事参加希望型指名競争入札に参加しようとする者は、次の各号のいずれの要件にも該当しなければならない。

- (1) 契約事務規則第3条の規定に該当していないこと。
- (2) 契約事務規則第35条第1項に規定する資格審査サービスに登録している対象工事と同種の工事業種に登録していること。
- (3) 対象工事において建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づく許可を受けていること。
- (4) 法第27条の23に規定する経営事項の審査（以下「経審」という。）を受け、かつ総合評点を満たしていること（なお、平成16年3月1日以降に申請した経審の場合は、総合評点値P点を申請していること。）
- (5) 経営不振の状態にないこと。
- (6) 次条に定める申請をした日（以下「申請日」という。）から工事参加希望型指名競争入札の入札日まで、国分寺市から競争入札参加資格の停止を受けていないこと（組合で申込む場合にあっては、組合及び全組合員が国分寺市から競争入札参加資格の停止を受けていないこと。）。
- (7) 申請日において、法人税、法人事業税、法人市民税（申請者の所在地が東京都特別区内にある場合は法人

都民税)、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

(8) 発注工事ごとに別表に定める要件に該当していること。

(参加申請)

第6条 工事参加希望型指名競争入札に参加を希望する者は、市長が指定した日までに電子入札サービスにおいて希望申請をし、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 工事参加希望型指名競争入札書類一覧

(2) 建設業許可証明証又は建設業許可通知書の写し(本店以外の支店等で前条第1項第2号の登録を受けている者にあつては、建設業許可申請書別表の写しを添付すること。)

(3) 最新の経営事項審査結果通知書の写し

(4) 法人市民税(申請者の所在地が東京都特別区内にある場合は法人都民税)納税証明書の写し

(5) その他市長が特に必要であると認めたもの

(資格審査)

第7条 市長は、前条の申請をした者(以下「申請者」という。)について提出された書類等に基づき入札参加資格要件について審査する。

2 市長は、前項の審査の結果、資格を有しないとされた者に審査の結果について通知するものとする。

(指名)

第8条 市長は前条の審査の結果、参加資格を有するとされた者のなかから、国分寺市競争入札業者選定委員会の審議を経た上で、入札に参加させようとする者(以下「入札参加資格者」という。)を指名する。

2 市長は、前項の指名等について、通知するものとする。

(設計図書の貸与等)

第9条 入札参加資格者の現場説明会は、行わないものとする。

2 市長は、入札参加資格者に対し、別に定める日に設計図書を貸与する。

3 入札参加資格者は、設計図書その他当該工事について疑義等が生じたときは、質問をすることができる。

(資格の取消し)

第10条 市長は、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該入札参加資格を取り消すものとする。この場合において、その旨を当該入札参加資格者に通知するものとする。

(1) 第5条に掲げる参加資格要件について不備が生じたとき。

(2) 第6条の規定により提出された書類に虚偽の記載があったとき。

(入札参加等の公表時期)

第11条 入札執行前において、入札参加資格者名及びその数は、公表しない。

(入札保証金)

第12条 市長は、工事参加希望型指名競争入札により契約を締結しようとするときは、入札に参加しようとする者をして、その者の見積もる契約金額の100分の3以上の入札保証金を納めさせなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、契約事務規則第10条第2項に定める場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

(入札の執行等)

第13条 入札の結果は、電子入札サービス及び入札情報サービスにおいて、落札者及び落札金額を公表する。

(入札の中止等)

第14条 入札参加資格者に不正行為があると認められるとき又は公正な入札が執行できないと認められるときは、次に掲げる対応をとるものとする。

(1) 不正行為があると認められる入札参加資格者を除いた入札の実施

(2) 入札の延期又は中止

2 入札参加資格者が2者未満であるときは、入札を中止する。

(異議申立ての制限)

第15条 入札参加資格者は、入札後、設計図書等の不明を理由に異議を申し立てることができない。

(委任)

第16条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年9月1日以降の工事の公表から施行する。

附 則

この要領は、平成18年10月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年10月1日以降の工事の公表から施行する。

附 則

この要領は、平成20年12月1日以降の工事の公表から施行する。

附 則

この要領は、平成25年7月10日以降の工事の公表から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日以降の工事の公表から施行する。

附 則

この要領は、令和6年1月1日以降の工事の公表から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日以降の工事の公表から施行する。

別表（第5条関係）

工事参加希望型指名競争入札の要件

(1) 土木工事（道路舗装・水道施設・下水道施設・一般土木）及び建築工事

予定価格	総合評点	申 込 地 域 条件	指名数
20,000,000円以上 60,000,000円未満	600 点以上 1,100点未満	市内	18 社
60,000,000円以上 150,000,000円未満	700 点以上	市内	20 社

(2) 設備工事（電気・給排水衛生・空調）

予定価格	総合評点	申 込 地 域 条件	指名数
20,000,000円以上 60,000,000円未満	500 点以上 950点未満	市内	15 社
60,000,000円以上 150,000,000円未満	720 点以上 隣接市においては820点以上	市 内 及 び 隣接市	18 社

備考

- 1 経営事項審査の総合評点は、申請時において最新のものとし、工事案件と同種工事の総合点数とする。ただし、市内においては国分寺市指名競争入札参加者の指名基準第2条第2項の点を付した数値を総合評点とする。
- 2 申込地域条件における「市内」とは、契約事務規則第35条第1項の規定により資格審査サービスに登録された、市と契約する本店、支店及び営業所の所在地が国分寺市内にある者、「隣接市」とは、契約事務規則第35条第1項の規定により資格審査サービスに登録された、市と契約する本店の所在地が、国立市、立川市、小平市、小金井市及び府中市にある者をいう。ただし、市内における本店については申請時において1年以上、市内における支店及び営業所においては3年以上、隣接市における本店については5年以上、契約締結の権限を有する代表者又は代理人を置いていること。また、本店から支店または営業所、支

店または営業所から本店に変更した場合の取扱いについては、前者の場合は本店からの年数を継続し、後者の場合は本店に変更した時点からの年数とする。

- 3 第5条第1項第2号に該当する者の数が国分寺市指名競争入札参加者の指名基準（平成7年要綱第8号）第7条に規定する基準に達しないときは、総合評点・申込地域条件を緩和し、総合評点上位または隣接市等の範囲へ拡大して対応することができる。
- 4 指名数とは、工事参加希望型指名競争入札における指名業者数の上限とする。